## 東海歯科衛生士専門学校GPA制度の取扱いに関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、東海歯科衛生士専門学校(以下「本校」という。)におけるグレード ポイントアベレージ(以下「GPA」という。)について必要な事項を定め、学生の 学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価を資するものとする。

(定義)

第2条 GPAとは、各授業科目4段階の成績評価に対応して4~0のグレードポイント (以下「GP」という。)を付与して算出するGP平均値をいう。

(成績評価とGP)

第3条 成績評価およびGPは次のとおりとする。

評 価	点 数	合否	G P
A	100~80	合格	4
В	79~70	合格	3
С	69~60	合格	2
D	0~59	不合格	0

## (GPAの種類と算出方法)

- 第4条 GPAは、前期、後期それぞれの学期における学修状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「学期GPA」という。)、当該年度における学修状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「学年GPA」という。)、並びに在学中における学修状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「通算GPA」という。)の3種類とする。
  - 2 学期GPA、学年GPA、通算GPAの計算式は、次の各号の定めるところによる ものとし、算出された数値の少数第3位以下を切り捨てて表記する。
  - (1) 学期GPAの計算式

その学期に評価を受けた科目で得たGPの合計

学期GPA=

その学期に評価を受けた科目の総科目数

(2) 学年GPAの計算式

その学年に評価を受けた科目で得たGPの合計

学年GPA=

その学年に評価を受けた科目の総科目数

## (3) 通算GPAの計算式

各学期に評価を受けた科目で得たGPの総合計

学年GPA=

各学期に評価を受けた科目の総科目数

(GPAの通知)

第5条 GPAの学生及び保護者への通知は、毎学年末に成績通知書により行なう。成績証明書には通算GPAのみ記載する。

附則 この規定は令和4年4月1日から施行する。